令和6年度社会福祉法人羽陽の里事業計画

１　基本理念

**「敬・実・和」**

～まごころをもって、他の人を敬愛し、和をはかる。～

私たちは、利用者の立場に立って個々のニーズに応じたサービスを

提供し、利用者やご家族の皆様から安心と納得が得られ、地域からも

信頼される施設づくりを目指します。

|  |
| --- |
| 1 利用者主体のサービス提供　　　サービスを利用される一人ひとりの基本的人権を護り、常に利用者の立場に立って「敬・実・和」の理念を念頭に、利用者主体のサービス提供に努めます。　2 個別性を尊重したサービスの提供サービスの利用者及びご家族等に対して「個人の尊厳」を常に心がけ、個別ニーズと意思を尊重し、皆さんが満足できるサービス、個性が活きてくるサービスの提供に心がけます。3 信頼と納得が得られるサービスの質の向上　 提供しているサービス内容を自己評価・点検し、サービスの質の改善と向上に努め、利用者やご家族の皆さんから安心と納得が得られるよう努めます。4 情報公開等による運営の透明性　 広報活動やホームページの活用など、積極的に情報を公開することにより透明性のある開かれた法人運営に努めます。5 地域に根ざした法人　 保健・医療・福祉関係機関等との連携を積極的に図りながら、地域に密着し、地域住民のニーズに沿った事業を展開し、地域にとって信頼される法人を目指します。6 人材育成　 常に質の高いサービスの提供をめざし、研修・研究を重ねて専門性の向上と人材育成に取り組んでいきます。 |

２　重点目標

 　　 今年度も引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に継続して取り組みます。事業運営に当た

　っては、コロナ禍前の活動を参考に、利用者の生活に潤いや楽しみのある諸活動を取り入れ、

外出やボランティアの受入も実施するとともに、感染等の状況には柔軟に対応するものとします。

1. 利用者の権利擁護とサービス水準の向上及び適切な情報発信に努めます。

(1) 虐待防止や個人の尊重に関する研修を継続して実施するとともに、サービスの自己評価や点検等により提供するサービスの客観的な把握を行い、質の向上と業務改善を推進します。

(2) 苦情対応委員会の第三者委員や天童市介護相談員等外部の方の定期的な訪問等により、利

用者との交流及び運営状況や施設環境等への意見や要望、苦情等を把握し改善に努めます。

(3) ご家族等との交流を深めるとともに、施設での入居者個々の生活面や健康面などの個別の

情報や、施設の行事・食事・運営状況等について、施設広報紙（年4回）、特養にあっては、

毎月「生活便り」の発行、短期入所及び小規模では毎月ユニット便りを発行するなど、こま

めな情報発信に努めます。

1. 感染症及び介護事故等の未然防止とリスク管理を強化します。
2. 職場内研修で感染症や事故防止等の研修を継続し、リスク管理委員会でヒヤリハットや事

故事例に対する対策を講じるとともに、職員間で情報の共有化を図り、事故等の削減を目指

します。

1. 感染症対策では、特に新型コロナウイルス、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染予防

対策の強化、事故防止では、誤薬防止と骨折等の事故防止対策を特に強化します。

３　地域との連携を図り、地域交流・福祉教育・防災等相互交流に努めます。

1. 高擶公民館、清池地区及び各種団体等との連携を図るとともに、地域行事への参加、各種ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ、介護関連実習の受入れ等を通し、地域に根差した施設運営に努めるとともに、

地域の自主防災組織との連携を図ります。

(2) 高擶地区社会福祉協議会等との連携を図り、地域カフェ推進事業たかだまサロン「こっ茶来い」に協力団体として引き続き参加するとともに、天童市初任者研修や羽陽学園短期大学への講師派遣などを含め、地域福祉及び福祉人材育成に努めます。

　　また、町内会長、民生児童委員等と連携し、必要に応じ施設近隣の福祉ニーズに即した事業の検討と、いきいきサロン等地域活動への協力を行います。

４　経営の安定化を図るため、特に利用率の向上に努めるとともに、諸経費の節減に

努めます。

1. 各事業所の利用率目標を設定し、達成に向け努力します。

特　養：平均利用率97.5％を目指します。　 短　期：平均利用率75％を目指します。

小規模：登録者平均27名を目指します。 　居　宅：平均給付管理50件を目指します。

1. 事業費及び事務費の支出状況を精査するとともに、比較検討や職員の意見も聴取し、情報

の共有化を図り可能な範囲で節減に努めます。

３　事業計画

Ⅰ　利用者のニーズに沿ったサービス提供と質の向上

１　個別支援計画に基づく適切なサービスの提供

1. 利用者・家族の要望と個別状況に応じたアセスメントを行い、個別支援計画(ケアプラン)の原

案を説明し、同意を得て計画を作成しサービスを提供します。

1. 状況変動時、介護認定更新時・変更時等はモニタリング（再評価）を実施し、家族等及び関係

する職員を含めたサービス担当者会議を開催し、ケアプランを検討します。

1. 利用者個々の状況に応じた適切な介護サービスを提供し、個の尊重、自立支援に繋がる支援や

利用者の安心感と満足を得られる介護に努めます。

２　利用者の疾病予防と健康管理の推進

1. 日常的観察（体温測定毎日、血圧測定随時及び体重測定月1回、入浴の判断等）、健康診断（年

1回）を行い、利用者の体調変化等の早期発見に努め、嘱託医と連携を図るとともに、緊急時及

び治療必要時は、協力病院を含めた医療機関への受診を行います。

1. 内科嘱託医による定期診察を第1・3水曜日に行うとともに、歯科医師（協力歯科医院）との

連携及び歯科衛生士による口腔ケア指導（原則第1・2・3木曜日）を受け、介護職等と連携し

利用者の健康管理・口腔衛生管理等に努めます。

(3) 感染症や褥瘡予防等に努め、必要に応じマニュアルの見直しや対策を検討するとともに、BCPの見直しを行い、職場内研修も含め感染症対策の充実を図ります。

３　生活リハビリの充実

1. 介護員・看護師等と連携し、日常的な生活リハビリを実践することで、身心機能の低下を防

止するよう配慮し、より良い生活の維持・向上に努めます。

1. クラブ活動(1回/月)、日曜レク(1回/W)を通し、アクティブティ活動と他者との交流機会を設

けることで、楽しみと潤いのある生活の提供に努めます。

４　利用者の栄養管理と豊かな食事の提供

1. 低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄

養ケア計画に従い、日々の食事の観察を行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の

調整等を行います。

1. 利用者の嗜好や希望を取り入れ、行事食や郷土食等のメニューの提供・家庭の味を大切にし、

　安全で安心、健康的なメニューの提供に努めます。行事食としては、観桜会、節句、敬老会、ク

　リスマス、元旦、ひな祭り等季節行事に応じた食事サービスを提供します。

(3) 嗜好調査・喫食率調査等を定期的に行い、利用者の方々に満足してもらえるような食事の提供

と、食中毒対策マニュアル等により厨房及びユニット内の衛生管理の徹底に努めます。

Ⅱ　事故等の未然防止と防火防災体制の整備及び建物設備等の維持管理

１　組織的なリスク管理を徹底するため、ヒヤリハットや事故等の要因分析、再発防止策の検討等

をリスク管理委員会で行い、対策を実行するとともに職員間の情報の共有化に努めます。

　 また、事故発生時は、マニュアルに沿って事故後の処置及び関係者・関係機関への連絡を適切に

行います。

２　非常時連絡網を整備し、事故や災害時の円滑な情報伝達に努めるとともに、定期的に火災や地

震、水害等を想定した避難訓練の実施、近隣住民や地元消防団との連携を強化します。

３　施設内外の清掃・環境美化や設備等の点検を定期的に実施し、清潔で安全な環境に努めます。

Ⅲ　職員の健康管理と資質向上の推進

１　職員の健康診断を年1回実施（夜間勤務者は年2回）するとともに、交通事故・感染症等予防

に努め、適正な健康管理と労働基準法及び就業規則等に基づく適正な労務管理に努めます。

２　職員の人材育成と職場の活性化を図るため、職場内研修、派遣研修及び資格取得のための派遣

研修を計画的に実施するとともに、日常的なＯＪＴが有効的に機能するよう推進します。

３　相談体制を整備し、業務上の悩みやチームケアの円滑化のための取り組みの推進と、セクシャ

ルハラスメントやパワーハラスメントの相談窓口を設置し、快適な職場環境づくりを推進します。

Ⅳ　サービス提供の適正な管理と業務改善

１ 利用者の権利擁護の推進と法令等遵守指針及び職員行動基準等を遵守し、サービスの適正な管理を推進するとともに、各種委員会・専門部会等の活動を通し、利用者のニーズに沿った適切なサービスとなるよう随時見直しを行い改善に努めます。

２ 小規模多機能型居宅介護事業所での第三者評価、特養等でのサービス評価の自己評価・点検等

を踏まえ、提供しているサービスの質について検討を加え改善を図ります。

３ 利用者や家族等の意見・要望を施設運営に活かすため、引き続き第三者委員（外部委員4名）

を含めた苦情対応委員会の活動や意見箱の設置・活用を行います。

４　利用者等の個人情報や秘密等に対して守秘義務の徹底を図るとともに、施設が保有する文書の

開示については、情報公開規程に基づき適切に対応します。

Ⅴ　福祉人材育成と地域福祉への貢献

１　羽陽学園短期大学（施設実習・介護実習・ボランティアの受け入れ、講師派遣等による人材育成

等）及びたかだま幼稚園（園児による遊戯披露等）との交流促進と福祉施設体験等の受け入れ、地

区民や団体等の施設活用等を通し地域に開かれた施設づくりに努めます。

２　高擶地区社会福祉協議会並びに高擶公民館と連携を図り、地域カフェ推進事業たかだまサロン

「こっ茶来い」に協力団体として引き続き参加し、各種団体と連携を図りながら地域福祉に貢献

するとともに、町内会長、民生児童委員等と連携し、施設近隣の方で福祉的な支援が必要な場合、

可能な公益的活動を推進します。

３　居宅介護支援事業所の運営を通し、在宅福祉・地域福祉の貢献に努めます。

また、虐待等緊急対応の必要なケースについては、天童市及び地域包括支援センターからの要

請に応え、緊急ショートステイとして対応するなど、在宅福祉推進に寄与します。

４　利用者のご家族への広報活動（生活だより、施設広報紙やユニット便りの発行等）をより一層充

実するとともに、法人ホームページの充実を図り情報公開、情報提供に心がけ、透明性のある法人

経営を目指します。